



# 鳥取県公報

平成17年10月11日(火)  
第7728号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (759) (西部総合事務所県民局) ..... 1
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (760) (東部福祉保健局) ..... 2
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (761) ( " ) ..... 2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (762) ( " ) ..... 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (763) ( " ) ..... 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (764) ( " ) ..... 3
	指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (765) ( " ) ..... 4
	土地改良事業の同意 (766) (耕地課) ..... 4
	地びき網漁業に係る漁業の許可又は起業の認可をすることができる数の最高限度の 一部改正 (767) (水産課) ..... 4
	地びき網漁業に係る許可の申請期間 (768) ( " ) ..... 4
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (769) (会計管理室) ..... 5
<b>選管告示</b>	選挙管理委員会の招集 (63) ..... 5
	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (64) ..... 5
<b>調達公告</b>	一般競争入札の実施 (2件) (管財課) ..... 6
	公募型指名競争入札の実施 (2件) (管理課) ..... 10

## 告 示

### 鳥取県告示第759号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年10月23日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年10月11日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 申請のあった年月日  
平成17年8月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日野川かんばにい
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

市原 徹

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市錦町二丁目85

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し水と環境問題改善に関する事業を行い、住民の健康といたわりの心を育てることに寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第760号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年10月11日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 智頭町社会福祉協議会	八頭郡智頭町 大字智頭1875	ほのぼのホームヘル パーテーション	八頭郡智頭町大字智 頭1875	居宅介護	平成17年9月30日

**鳥取県告示第761号**

身体障害者福祉法（昭和22年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年10月11日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 智頭町社会福祉協議会	八頭郡智頭町 大字智頭1875	ほのぼのホームヘル パーテーション	八頭郡智頭町大字智 頭1875	居宅介護	平成17年9月30日

**鳥取県告示第762号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年10月11日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人因幡万笑の会	鳥取市南安長一丁目10-9	特定非営利活動法人因幡万笑の会スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目10-9	デイサービス	平成17年9月22日
社会福祉法人智頭町社会福祉協議会	八頭郡智頭町大字智頭1875	ほのぼのホームヘルパーステーション	八頭郡智頭町大字智頭1875	居宅介護	平成17年9月30日

**鳥取県告示第763号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年10月11日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
観光交通株式会社 代表取締役 福本登	鳥取市興南町113-2	観光交通指定訪問介護事業所ケアセンター自然堂	鳥取市興南町113-2	訪問介護	平成17年10月1日
社会福祉法人智頭町社会福祉協議会 会長 西村好史	八頭郡智頭町大字智頭1875	ほのぼのホームヘルパーステーション	八頭郡智頭町大字智頭1875	訪問介護、訪問入浴介護	〃

**鳥取県告示第764号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年10月11日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人智頭町社会福祉協議会 会長 西村好史	八頭郡智頭町大字智頭1875	ほのぼのケアセンター	八頭郡智頭町大字智頭1875	平成17年10月1日

**鳥取県告示第765号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年10月11日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護療養型医療施設の名称	介護療養型医療施設の所在地	辞退年月日
智頭町 智頭町長 織田洋	八頭郡智頭町大字智頭2072 - 1	国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭1875	平成17年9月30日

**鳥取県告示第766号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、琴浦町が行う土地改良事業（単農農業農村整備事業田越地区区画整理）について、平成17年10月4日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成17年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第767号**

平成15年鳥取県告示第689号（地びき網漁業に係る漁業の許可又は起業の認可をすることができる数の最高限度について）の一部を次のように改正する。

平成17年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第23条第1項の規定に基づき、 <u>東伯郡北栄町</u> の地域において営まれる地びき網漁業に係る漁業の許可又は起業の認可をすることができる数の最高限度を4と定めたので、同条第3項の規定により告示する。	鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第23条第1項の規定に基づき、 <u>東伯郡北条町及び大栄町</u> の地域において営まれる地びき網漁業に係る漁業の許可又は起業の認可をすることができる数の最高限度を4と定めたので、同条第3項の規定により告示する。

**鳥取県告示第768号**

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第9条第2項の規定に基づき、東伯郡北栄町の地域において営まれる地びき網漁業に係る許可の申請期間を平成17年10月11日から同月17日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第769号**

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成17年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
59	鳥取県職員労働組合西部支部西部総合事務所福祉保健局分会	名称	鳥取県職員労働組合西部支部西部健康福祉センター分会	鳥取県職員労働組合西部支部西部総合事務所福祉保健局分会	平成17年5月1日

## 選挙管理委員会告示

**鳥取県選挙管理委員会告示第63号**

平成17年第10回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成17年10月11日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 日時 平成17年10月12日（水） 午後1時40分
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 議題
  - 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者の変更について
  - その他

**鳥取県選挙管理委員会告示第64号**

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成17年10月11日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。  
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津876	独立行政法人国立病院機構西鳥取病院	鳥取市三津876
略		略	
医療法人賛幸会介護老人保健施設はまゆう	鳥取市野寺62 - 1	医療法人賛幸会介護老人保健施設はまゆう	鳥取市野寺62 - 1
略		独立行政法人国立病院機構鳥取病院	鳥取市国府町新通り三丁目301
略		略	
2 ~ 4 略		2 ~ 4 略	

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 調達内容

#### (1) 調達件名及び数量

鳥取県庁舎で使用する県内通話サービス又は携帯電話への通話サービスの供給

年間使用予定通話時間	市内通話	2,119,665分
	市外通話（鳥取県内に限る。）	1,260,795分
	携帯電話に係る通話	148,632分

年間使用予定通話時間は、鳥取県庁舎で平成16年度に支払った各月の割引前通話料金を、市内通話については3分当たり8.5円、市外通話については3分当たり30.0円で除して換算したものである。

また、携帯電話に係る通話については、平成16年度に鳥取県庁舎から携帯電話へ通話した際の当該通話時間を合計したものである。

#### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

#### (3) 供給期間

平成18年1月1日から同年12月31日まで

#### (4) 供給場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁舎

#### (5) 入札書の記入方法等

入札書には、入札説明書に記載する方法に従って計算し、入札説明書の示す通話種別及び使用予定通話時間に応じた通話料金単価に従って算出した年間の合計金額から割引額を引いた金額を記載すること。

なお、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務・その他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年10月28日（金）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。
- (3) 平成17年10月11日（火）から同年11月16日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による総務大臣の登録を受けている者であること。
- (5) 災害時に優先的に通話が可能な電話（災害優先電話）を確保できる者であること。
- (6) 鳥取県の他の施設と通話サービスの供給契約を締結している者にあつては、当該施設と一括して電話料金を請求できる者であること。
- (7) 電話料金の請求に当たっては、電話料金の支払を口座振替により処理できる者であり、かつ、料金内訳を電子データで提出できるものであること。

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

## 4 入札手続等

- (1) 問合せ先  
〒680 8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部管財課電気係（議会棟1階）  
電話0857 - 26 - 7773
- (2) 入札説明書の交付方法  
(1)の場所で平成17年10月11日（火）から同月21日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間に交付する。

なお、(1)の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、返信用封筒及び切手を同封し、(1)の場所へ請求すること。
- (3) 郵便等による入札  
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
平成17年11月16日（水）午後1時（郵便等による入札書の受領期限は、同月15日（火）午後5時必着）  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階 営繕入札室

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年11月8日(火)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

##### (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (3) 契約書作成の要否

要

##### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

##### (5) 手続における交渉の有無

無

##### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 調達内容

##### (1) 調達件名及び数量

鳥取県庁舎で使用するIP電話サービスの供給

V o I P ゲートウェイ 一式

年間使用予定通話時間 市外通話(鳥取県外に限る。) 563,089分

国際通話 18,414分

年間使用予定通話時間は、市外通話については鳥取県庁舎で平成16年度に支払った各月の通話料金を平



成16年度に県が契約している通話料金単価で除して換算したものであり、国際通話については平成16年度に鳥取県庁舎から国外へ通話した際の当該通話時間を合計したものである。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成18年1月1日から同年12月31日まで

(4) 供給場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁舎

(5) 入札書の記入方法等

入札書には、入札説明書に記載する方法に従って計算し、入札説明書に示す初期導入費用、月額固定料金、通話種別及び使用予定通話時間に応じた通話料金単価に従って算出した年間の合計金額を記載すること。

なお、入札金額は消費税及び地方消費税を考慮した金額を記載することとし、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額も明記すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務・その他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年10月26日（水）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 平成17年10月11日（火）から同年11月10日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による総務大臣の登録を受けている者であつて、IP電話（電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号及び第10条第2号の規定により番号が割り当てられたものに限る。）を運営するものであること。

(5) この公告に示した案件を供給開始日までに供給場所に供給できる者であること。

(6) 電話料金の請求に当たっては、電話料金の支払を口座振替により処理できる者であり、かつ、料金内訳を電子データで提出できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課電気係

電話 0857 - 26 - 7773

(2) 入札説明書等の交付方法

(1)の場所で、平成17年10月11日（火）から同月19日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、(1)の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、返信用封筒及び切手を同封し、(1)の場所へ請求すること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律

(平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年11月10日(木)午後2時(郵便等による入札書の受領期限は、同月9日(水)午後5時必着)  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階 営繕入札室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年10月31日(月)午後5時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 業務の概要

(1) 業 務 名 土砂災害防止法基礎調査業務委託（鳥取地区）（その1）

(2) 業務場所 鳥取市高住ほか

(3) 業務内容

本件業務は、共同企業体による共同調査により、鳥取市高住ほかにおける土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第1項に規定する基礎調査（以下「基礎調査」という。）を行うものである。

(4) 業務の概要

土砂災害警戒区域に関する基礎調査及び区域設定

急傾斜 119箇所

土石流 130箇所

(5) 履行期間 平成17年10月から平成18年3月24日まで

(6) 予定価格 28,058,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資料等の提出ができる者

応募資料及び入札参加資格確認書類（以下「応募資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 3者により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成16年鳥取県告示第974号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

ウ 平成17年10月11日（火）から本件業務の入札日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から平成17年10月11日（火）までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

(ア) 県内の事務所等に常勤の技術者（土木関係建設コンサルタント業務に従事している者で1年以上の実務経験を有するものをいう。以下同じ。）を20名以上有し、かつ、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員（以下「技術士」という。）及び社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を河川、砂防及び海岸部門とするものに合格し、その登録を受けている常勤の技術部門の要員（以下「シビルコンサルティングマネージャ」という。）を各1名以上有し、かつ、これらの要員を合わせて3名以上有すること。

(イ) 技術士を30名以上有すること。

イ 県内に事務所等を有しない者にあつては、アの(イ)に掲げる基準を満たしていること。

ウ 平成13年度以降に業務が完了し、成果品を納入している基礎調査（以下「同種業務」という。）を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件業務の実施期間中管理技術者及び照査技術者として配置することができるものを有すること。ただし、(イ)の基準については、管理技術者又は照査技術者のいずれかの者が基準を満たしていればよい。

なお、管理技術者と照査技術者は、同一の者であつてはならない。

(ア) 技術士又はシビルコンサルティングマネージャであること。

(イ) 同種業務を元請として実施した者の管理技術者又は照査技術者（以下「技術者等」という。）として同種業務を実施した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等としてのものに限る。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ (3)のアの(ア)の基準を満たしていること。

ウ 技術士又はシビルコンサルティングマネージャで、本件業務の実施期間中管理技術者として配置することができるものを有すること。

### 3 入札方式

本件業務の入札方式は、電子入札（鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第12条第2項に規定する電子入札をいう。）とする。

### 4 応募資料等の作成及び提出

(1) 応募資料等作成要領の交付

応募資料等作成要領は、平成17年10月11日（火）から同月18日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「県HP」という。）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年10月11日（火）から同月18日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 応募資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、応募資料等作成要領に基づき作成した応募資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参とする。ただし、併せて、当該持参する旨、持参する書類の目録及び持参する書類のページ数を県HPの電子入札システムに係る所定の画面に入力し、送信するものとする。

(3) 応募資料等の審査

提出された応募資料等を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。

5 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 応募資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 応募資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 応募資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、応募資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(5) 応募資料等その他提出された書類は、返却しない。

(6) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された応募資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 応募資料等を提出し、2の要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 土砂災害防止法基礎調査業務委託（鳥取地区）（その2）

(2) 業務場所 鳥取市国府町三代寺ほか

(3) 業務内容

本件業務は、共同企業体による共同調査により、鳥取市国府町三代寺ほかにおける土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第1項に規定する基礎調査（以下「基礎調査」という。）を行うものである。

(4) 業務の概要

土砂災害警戒区域に関する基礎調査及び区域設定

急傾斜 173箇所

土石流 110箇所

(5) 履行期間 平成17年10月から平成18年3月24日まで

(6) 予定価格 31,559,750円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資料等の提出ができる者

応募資料及び入札参加資格確認書類（以下「応募資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 3者により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成16年鳥取県告示第974号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

ウ 平成17年10月11日（火）から本件業務の入札日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から平成17年10月11日（火）までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

(ア) 県内の事務所等に常勤の技術者（土木関係建設コンサルタント業務に従事している者で1年以上の実務経験を有するものをいう。以下同じ。）を20名以上有し、かつ、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員（以下「技術士」という。）及び社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を河川、砂防及び海岸部門とするものに合格し、その登録を受けている常勤の技術部門の要員（以下「シビルコンサルティングマネージャ」という。）を各1名以上有し、かつ、これらの要員を合わせて3名以上有すること。

(イ) 技術士を30名以上有すること。

イ 県内に事務所等を有しない者にあつては、アの(イ)に掲げる基準を満たしていること。

ウ 平成13年度以降に業務が完了し、成果品を納入している基礎調査（以下「同種業務」という。）を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件業務の実施期間中管理技術者及び照査技術者として配置することができるものを有すること。ただし、(イ)の基準については、管理技術者又は照査技術者のいずれかの者が基準を満たしていればよい。

なお、管理技術者と照査技術者は、同一の者であつてはならない。

(ア) 技術士又はシビルコンサルティングマネージャであること。

(イ) 同種業務を元請として実施した者の管理技術者又は照査技術者（以下「技術者等」という。）として同種業務を実施した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等としてのものに限る。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ (3)のアの(ア)の基準を満たしていること。

ウ 技術士又はシビルコンサルティングマネージャで、本件業務の実施期間中管理技術者として配置することができるものを有すること。

3 入札方式

本件業務の入札方式は、電子入札（鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第12条第2項に規定する電子入札をいう。）とする。

## 4 応募資料等の作成及び提出

## (1) 応募資料等作成要領の交付

応募資料等作成要領は、平成17年10月11日（火）から同月18日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「県HP」という。）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

## ア 交付期間及び時間

平成17年10月11日（火）から同月18日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

## イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

## (2) 応募資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、応募資料等作成要領に基づき作成した応募資料等を次により提出するものとする。

## ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

## イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

## ウ 提出方法

持参とする。ただし、併せて、当該持参する旨、持参する書類の目録及び持参する書類のページ数を県HPの電子入札システムに係る所定の画面に入力し、送信するものとする。

## (3) 応募資料等の審査

提出された応募資料等を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。

## 5 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 応募資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 応募資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 応募資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、応募資料等の提出があっても指名されらるゝとは限らない。

(5) 応募資料等その他提出された書類は、返却しない。

(6) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された応募資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 応募資料等を提出し、2の要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

